

令和3年7月9日

屋外広告物関係団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部  
屋外広告物担当課長 森澤 直毅

屋外広告物の消灯についての引き続きのお願い

日頃より東京都の屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置期間の屋外広告物の消灯についてご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、東京都に対し、再び国の緊急事態宣言が発令されることとなりました。

都内の新規感染者数や重症者は増加傾向となっており、また感染力の強いデルタ株の比率も急増しており、新規感染者の更なる増加も危惧されています。

令和3年4月26日付3都市政緑第96号により、屋外広告物の消灯についてご協力をお願いし、またまん延防止等重点措置期間についても引き続きの消灯をお願いしてきたところですが、人流を抑制し、早めの帰宅を促すためにも、緊急事態宣言期間中における屋外広告物の20時以降の消灯について、改めて引き続きのご協力をお願いいたします。

関係団体の皆様におかれましては、この旨会員の皆様へのご周知を、お願いいたします。

なお、国の基本的対処方針や都の取組、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、更なる感染防止に努めるなど、引き続き適切な対応をお願いいたします。

(連絡先)

都市整備局 都市づくり政策部

緑地景観課 屋外広告物担当

電話 (ダイヤルイン) 03 (5388) 3357

メール S0000169@section.metro.tokyo.jp